

つちはし事務所通信

9

September
2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年9月1日

最新情報

「雇用促進税制」がスタートしました！

平成 23 年度の「税制改正法」が 6 月 30 日に公布・施行されました。

この改正により、雇用増に取り組む企業の税金の負担を減らす「雇用促進税制」が創設・拡充されました。

税制優遇制度は下記の 3 つです。御社も活用を検討してはいかがでしょうか。なお、雇用増加企業向け制度の活用をご検討の会社は、別紙の申込書にてお申し込みください



雇用増加企業向けの制度

【対象企業】

従業員を 1 年間で 10% 以上かつ 5 人以上 (中小企業は 2 人以上) 増やすなどの一定の要件を満たした事業主

【優遇】

法人税額 (個人事業主の場合は所得税額) から、増やした従業員 1 人当たり 20 万円の税額が控除されます

【手続】

目標の雇用増加数などを記した「雇用促進計画」を、事業年度開始後 2 か月以内に管轄のハローワークに提出する必要があります。8 月 1 日から受け付けが開始されていますが、事業年度の開始が平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間にある事業主は、10 月 31 日まで受付期限が延長されます。

次世代法認定企業向けの制度

【対象企業】

「次世代育成支援対策推進法」の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主

【優遇】

一定の期間内に新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に 32% の割増償却をすることができます。



障害者多数雇用企業向けの制度

【対象企業】

法定雇用率 1.8% を達成している事業主で、雇用している障害者数が 20 人以上で、かつ、重度障害者の割合が雇用障害者全体の 50% 以上の企業 (下の 2 つの要件に、今回、この要件が追加されました)

従業員に占める障害者の割合が 50% 以上の企業

雇用している障害者数が 20 人以上で、かつ、従業員に占める障害者の割合が 25% 以上

【優遇】

障害者を多数雇用する企業に対する機械などの割増償却制度が利用できます。

要件の詳細については、気軽にお問い合わせください。

雇入れに関連する奨励金のうち下記の5つは、ハローワークに求人票を提出する際、「奨励金対象求人」として記載する必要があります。求人を出す時には、つちはし事務所にご相談ください。

1. 若年者等正規雇用化特別奨励金 (平成24年3月31日までの限定措置)	
概要	年長のフリーター等(25歳以上40歳未満)や採用内定を取り消されて就職が未定の学生を、ハローワーク等の紹介により、正規従業員として6ヵ月以上継続雇用した場合。
支給額	中小企業が該当者を雇入れた場合:100万円(大企業は50万円)/人 (対象期間:2年6ヵ月 3回に分けて支給)
2. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 (平成24年3月31日までの限定措置)	
概要	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介により既卒者を正規雇用として雇入れ、6ヵ月定着した場合。
支給額	正規雇用から6ヵ月定着した場合:100万円/人 (対象期間:6ヵ月) 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限り
3. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 (平成24年3月31日までの限定措置)	
概要	ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介により、中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用(原則3ヵ月)での育成を経て正規雇用に移行させた場合、有期雇用期間終了後と、3ヵ月定着後、 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、 原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となる。
支給額	有期雇用期間終了後:月額10万円/人・月 (対象期間:最大3ヵ月) 正規雇用から3ヵ月定着した場合:50万円/人
4. 既卒者育成支援奨励金 (平成24年3月31日までの限定措置)	
概要	成長分野等に該当する中小企業の事業主が、長期の育成支援が必要な卒業後3年以内の既卒者をハローワーク又は新卒応援ハローワークからの紹介により有期雇用(原則6ヵ月)し、 <u>育成のうえ</u> 正規雇用に移行させた場合
支給額	有期雇用期間終了後:10万円/人・月 (対象期間:最大6ヵ月) 正規雇用から3ヵ月定着した場合:50万円/人 有期雇用期間の座学等に要した経費:上限5万円/人・月 (対象期間:最大3ヵ月)
5. 試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)	
概要	40歳未満又は45歳以上の者、母子家庭の母、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、障害者、日雇い労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレスの求職者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間(原則3ヵ月)試行雇用した場合。
支給額	試行雇用期間終了後:4万円/人/月 (対象期間:最大3ヵ月)



あとがき つちはし事務所より

「中小企業」の定義は法律によって違います。いつもお伝えしている厚生労働省の助成金の場合は、中小企業とは小売業なら資本金等の額が5000万円以下、または常時使用する労働者が50人以下、サービス業なら資本金等の額が5000万円以下、または労働者が100人以下、卸売業なら資本金等の額が1億円以下、または労働者が100人以下、その他の産業なら資本金等の額が3億円以下、または労働者が300人以下、となります。
ところが、今回お伝えした人を増やせば税金控除が受けられる「雇用促進税制」の場合、中小企業とは「資本金1億円以下、または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1000人以下」となります。助成金の申請の時は大企業となっても、雇用促進税制では中小企業となり、法人税が最高20%まで控除されるという法人も多いかと思います。雇用促進税制の適用を受けるには、まずはハローワークへ計画を出す必要がありますので、今年度1割以上人員を増員される予定があれば、別紙の申込用紙で計画書の提出をお申し込みください。

雇用で法人税が下がる雇用促進税制がスタート！ 職安に出す「雇用促進計画」を提出します

雇用促進税制とは、前年より従業員を5人以上（中小企業は2人以上）かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度）が受けられる制度です。

適用を受けるためには、事業年度開始後2ヶ月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出するとともに、その事業年度終了後2ヶ月以内に雇用保険促進計画の達成状況について、各都道府県労働局（又はハローワーク）の確認を受ける必要があります。

ご希望のお客様については、つちはし事務所での「雇用促進計画」を作成提出させていただきます。

平成23年4月1日から同年8月31日までに事業年度を開始した法人については、特別措置として平成23年10月31日まで、雇用促進計画の提出が可能です。

雇用促進税制の適用を受けるには、他にも次の要件が必要です。

1. 青色申告書を提出していること
2. 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
3. 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させていること
4. 適用年度における給与等が、比較給与等支給額以上であること
5. 風俗営業等を営む事業主でないこと

提出をお考えの法人様につきましては、下記お申込欄にご記入いただき
平成23年9月1日～平成23年9月末日までにお申込ください。

お申し込みの法人様には、つちはし事務所から9月中旬より、順次ご連絡をさせていただきます。

お申込は、つちはし事務所の顧問先様に限らせていただきます。

お申込はFAXにて FAX 088 - 611 - 5580

御社名	
決算月	月 日
ご契約税理士様	事務所名
	氏名